

第4章 関係団体等の食育推進に関する取り組み

1 保育園・幼稚園、学校、職場、地域における主体的な取り組み

食育推進運動は、家庭・学校・保育園・幼稚園・地域・生産者・事業者と行政がそれぞれの立場で行動し、一体となって推進していく必要があります。

このため、それぞれの主体がその役割と特性を活かし、連携・協力をして果たすべき役割を明確にして、計画の推進を行ないます。

各実施主体「保幼（保育園・幼稚園）」、「学校（小学校・中学校・高校）」、「職場（事業所等）」、「地域（家庭、地域、生産者等）」の取り組み内容を以下のようにまとめました。

基本目標1 食を通じて健やかな身体をつくろう

方向性	取り組み内容	実施主体			
		保 幼	学 校	職 場	地 域
(1) 規則正しい食習慣を身につけよう	「早寝 早起き 朝ごはん運動」など規則正しい食習慣の普及・啓発	●	●	●	●
	保育園・幼稚園、学校における健康教育・食育指導の充実	●	●		
	歯の大切さや噛むことの普及・啓発	●	●		●
(2) 栄養のバランスの取れた食事をしよう	食生活指針や食事バランスガイドの普及・啓発	●	●	●	●
	妊産婦や乳幼児の栄養指導、食育指導				●
	子どもの肥満、痩せ予防	●	●		
	保育園・幼稚園、学校における給食指導	●	●		
	生活習慣病予防			●	●
	飲食店等の栄養成分表示の推進				●
	栄養に関する介護予防事業の推進				●
(3) 食の安全性に関心を持とう	園児の収穫体験を通じた食の安全性の学習	●			
	給食材料の産地や安全性の確認	●	●		
	食への関心・食物アレルギーへの理解の向上	●	●		●
	食の安全に関する知識の普及	●	●		●

基本目標2 食を通じて豊かな心を育てよう

方向性	取り組み内容	実施主体			
		保 幼	学 校	職 場	地 域
(1) 楽しく食事をしよう	「食育の日」の普及啓発	●	●	●	●
	給食を通じたコミュニケーションの実施	●	●		
	職場における食育活動の普及啓発			●	
(2) 体験を通じて感謝の心を育もう	収穫体験、農業体験の推進				●
	保育園・幼稚園、学校における農業体験の推進	●	●		●
	家庭における料理体験や栽培体験の推進				●
	生産者と消費者の交流の促進				●
(3) 郷土料理・行事食を継承しよう	給食での郷土料理・行事食の実施	●	●		
	郷土料理・行事食の伝承				●
	子どもに対する食事作法の指導	●	●		●

基本目標3 食を通じて環境にやさしい生活をしよう

方向性	取り組み内容	実施主体			
		保 幼	学 校	職 場	地 域
(1) 地産地消を進めよう	地場産品の供給の推進及び活用			●	●
	給食における地場産品の活用	●	●		
	農業者への支援				●
(2) 環境に配慮した食生活をしよう	環境に配慮した食生活の実践				●
	給食での食品廃棄物減少の推進	●	●		
	廃食用油等のリサイクルの推進				●
	環境講座等での学習				●
(3) 身近な農業に触れあおう	家庭菜園の実施				●
	家庭菜園推進のための講座の開催・参加				●

基本目標4 食育を広めよう

方向性	取り組み内容	実施主体			
		保 幼	学 校	職 場	地 域
(1) 食育を理解しよう	食育に関する広報活動	●	●	●	●
	食育講座等への参加				●
	食育に関する市民意識調査への協力	●	●		●
(2) 食育を支える人材を育てよう	学校・保育園等における食に関する指導体制の充実	●	●		
	こまき食育応援団（サポーター）等の育成と活動の促進				●
(3) みんなで食育を進めよう	食育推進体制への協力	●	●	●	●
	こまき食育応援団（サポーター）の登録・参加				●
	こまき食育応援店の活動推進				●

具体的な実施内容

基本目標1 食を通じて健やかな身体をつくろう

(1) 規則正しい食習慣を身につけよう

①「早寝 早起き 朝ごはん運動」など規則正しい食習慣の普及・啓発

保幼

・基本的な生活習慣や規則正しい食習慣は、乳幼児期からの取り組みが重要です。このため、「早寝 早起き 朝ごはん運動」の実践等、規則正しい食習慣を保護者等に促します。

学校

・学校において給食や各教科、総合的な学習、行事等を通して「食」や「食と健康」について指導し、「早寝 早起き 朝ごはん運動」の実践を促します。また、子どもの基本的な生活のリズムを整えるために保護者等に必要な知識や情報の提供を行い、その実践を支援します。

職場

・職場において「食」や「食と健康」についての指導、啓発を行い、基本的な生活のリズムを整えることの重要性をPRし、「早寝 早起き 朝ごはん運動」の実践を促します。

地域

・基本的な生活習慣、規則正しい食習慣を形成するために、「早寝 早起き 朝ごはん運動」の実践をはじめとして、食に関する啓発を行い、その実践を支援します。

②保育園・幼稚園、学校における健康教育・食育指導の充実

保幼

・基本的な生活習慣や規則正しい食習慣は、乳幼児期からの取り組みが重要です。このため、子どもの発達段階に合わせて、「食」や「食と健康」についての指導をするとともに、保護者等に必要な知識や情報の提供を行い、その実践を支援します。

・また、保護者に対して、連絡ノート等を活用し、園での生活、食事の様子を家庭に伝えていきます。

学校

・学校において給食や各教科、総合的な学習、行事等を通して「食」や「食と健康」についての指導をするとともに、保護者等に必要な知識や情報の提供を行い、その実践を支援します。

③歯の大切さや噛むことの普及・啓発

保幼

・歯科検診や健康指導等を通して、関係者が歯の大切さや噛むことと健康への関与について指導し、よく噛んで味わって食べることの重要性を普及・啓発します。

学校

・歯の大切さや噛むことの健康への関与について情報提供し、カミング 30 運動等の普及・啓発に努めます。また、よく噛んで味わって食べるよう働きかけます。

地域

・高齢期になると歯の喪失による摂取食品の偏りが栄養不足に影響することから、かめる歯の健康保持と適切な歯の治療を促します。

(2) 栄養のバランスの取れた食事をしよう

①食生活指針や食事バランスガイドの普及・啓発

保幼

・食育だよりや給食だより等を活用し、適切な食事のとり方や栄養バランスのとれた食事の定義について保護者等への啓発を行い、食生活指針や食事バランスガイドを

活用するよう促します。

学校 ・学校において給食や各教科、総合的な学習、行事等を通して「食と健康」についての指導をし、その実践を支援します。

・適切な食事のとり方や栄養バランスのとれた食事の定義について保護者等への啓発を行い、食生活指針や食事バランスガイドを活用するよう促します。

**職場
地域** ・適切な食事のとり方や栄養バランスのとれた食事の定義について啓発を行い、食生活指針や食事バランスガイドを活用するよう促します。

②妊産婦や乳幼児の栄養指導、食育指導

地域 ・乳幼児期からの適切な食事のとり方や栄養バランスのとれた食事の定義についての啓発資料を活用し、その実践を支援します。

③子どもの肥満、痩せ予防

**保幼
学校** ・定期的な健康診断や身体測定等の結果を踏まえて、関係者が保護者等との連絡を取りながら肥満や痩せの改善に取り組みます。

・成長期にはバランスのとれた食事が欠かせず、過度の痩身願望によるダイエットが妊娠中に低体重出生児が生まれるリスクを高め、その後の子どもの成長に影響を及ぼすなど、必要な知識を児童生徒とその保護者に対して普及啓発します。

④保育園・幼稚園・学校における給食指導

保幼 ・給食内容の充実を図ります。

・給食だより、給食の献立表の配布等を行い、給食や間食の献立を知らせ、レシピの紹介や健康、衛生、食習慣についての情報提供を行います。

学校 ・給食内容の充実を図るとともに、給食指導の時間を利用して自分にあった望ましい食習慣を身に付けることができるよう指導を行います。

⑤生活習慣病予防

職場 ・定期的な健康診断等の結果を踏まえて、関係者が指導しながら生活習慣病の予防や改善として、適度な運動とともに食生活の改善に取り組みます。

地域 ・定期的な健康診断の受診や生活習慣病の予防や改善として、適度な運動とともに食生活の改善に取り組みます。

⑥飲食店等の栄養成分表示の推進

地域 ・地域の飲食店等が栄養成分表示を行うよう働きかけます。

・栄養成分表示を活用して適切な食事のとり方ができるよう啓発活動を行います。

⑦栄養に関する介護予防事業の推進

地域 ・高齢期には身体機能や食欲の低下により、栄養状態が悪くなり、健康状態が悪化することもあることから、いつまでも健康で過ごせるよう料理教室や栄養改善指導な

どを行い、その実践を支援します。

⑧野菜摂取量を増やす取組の推進

- 地域** ・野菜は各種ビタミン、ミネラルを含み、健康づくりに大切な食品であることから、
- 学校** 野菜摂取量を増やす取組を進めます。

(3) 食の安全性に関心を持つ

①園児の収穫体験を通じた食の安全性の学習

- 保幼** ・栽培などの「食」についての関心を高めるような体験を通して学ぶ機会を設けます。

②給食材料の産地や安全性の確認

- 保幼** ・給食に使用する食材の産地や安全性を確認し、できるだけ地場産のものを活用する
- 学校** とともに、食材の産地や安全性について子どもや保護者等に情報提供を行います。
- ・栄養バランスを考え、いろいろな食材が使われている学校給食を教材として活用し、児童生徒に様々な食品や料理の知識を身につけさせ、食品表示などの食品の品質や安全性の情報への関心を高めます。

③食への関心・食物アレルギーへの理解の向上

- 保幼** ・「食」に関する様々な経験を通して、食べることへの意欲を持ち、食事に必要な基本的な習慣や態度に関心をもつよう働きかけます。
- ・食物アレルギーについての正しい理解促進を行い、食物アレルギーにより食事制限がある子どもに対して、安全性を確保したうえで、食物アレルギーに対応した給食を提供する等により楽しい食事時間を送ることができるよう配慮します。
- 学校** ・学校において給食や各教科、総合的な学習、行事等を通して「食」に関する知識を高めます。
- ・食物アレルギーについての正しい理解促進を行い教育委員会及び学校に食物アレルギー対応委員会を設置し、給食対応の基本方針の作成、危機管理体制を構築します。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を可能な限り提供します。そのためにも安全性を最優先とし、学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理のない対応を行います。
- 地域** ・「食」に関する講座等を支援し、「食」に関する様々な学ぶ機会を提供します。

④食の安全に関する知識の普及

- 保幼** ・「食」についての関心を高める中で、特に「食の安全・安心」について正しい理解ができるよう、子どもの発達段階に応じて教育を行っていきます。
- 学校** ・学校において給食や各教科、総合的な学習、行事等を通して「食」の品質や安全性への関心を高めます。
- 地域** ・食の安全・安心についての正しい知識や情報を提供します。

第4章 関係団体等の食育推進に関する取り組み

- 農産物の生産履歴記帳の徹底やトレーサビリティシステムの導入を図り、生産段階の情報を消費者に適切に提供できる体制を整備します。
- 保健機能食品（特定保健用食品、営業機能食品、機能性表示食品）制度や医薬品との相互作用、農薬や食品添加物等の正確な情報を把握し、それについて普及啓発します。

基本目標2 食を通じて豊かな心を育てよう

(1) 楽しく食事をしよう

①「食育の日」の普及啓発

保幼学校 ・給食の献立表の配布等を行い、「食育の日」について保護者等への啓発を行います。

職場 ・職場を通じて毎月19日の「食育の日」に、家族や友人と一緒にきちんとした食事をとること、食の楽しみを啓発します。

地域 ・毎月19日の「食育の日」に、家族や友人と一緒にきちんとした食事をとること、食の楽しみを啓発します。

②給食を通じたコミュニケーションの実施

保幼 ・給食や弁当を通じて、子どもたちがみんなで食べることの楽しさやいろいろなものを食べる喜びを実感できるように取り組みます。

・保護者に対して、連絡ノート等を活用し、園での生活、食事の様子を家庭に伝えていきます。

学校 ・給食を通じて、子どもたちがみんなで食べることの楽しさや食べ物の生産に関わる人やものへの感謝、食事のマナー等を実感できるように取り組みます。

・給食の献立表の配布等を行い、食の楽しみについて保護者等への啓発を行います。

地域 ・高齢者単身世帯の増加により懸念される高齢者の孤食や食事をつくる意欲の減退に対応するため、関係機関が連携して、高齢者同士や地域の子どもの共食の場づくりなどを進めます。

・配食サービスや買い物代行などにより、食を通じた人とのふれあいの機会作りに努めます。

③職場における食育活動の普及啓発

職場 ・食を通じたコミュニケーションの大切さを啓発します。

・家族ができるだけ一緒に食事ができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。

(2) 体験を通じて感謝の心を育もう

①収穫体験、農業体験の推進

地域 ・多様な年代を対象に地域の人材を活かして、食に関する体験や学習の機会を設け、食べ物の生産に関わる人やものへの関心を高め、感謝を実感できるように取り組みます。

②保育園・幼稚園、学校における農業体験の推進

保幼 ・野菜の成長を見ながら収穫することを通して、食材に興味をもつよう働きかけます。

・給食や弁当、食に関する体験や学習を通じて、食べ物の生産に関わる人やものへの

感謝を実感できるように取り組みます。

- 学校** ・地域の方との連携等を図りながら、食に関する体験や学習の機会を設けます。
- ・給食や食に関する体験や学習を通じて、食べ物の生産に関わる人やものへの感謝を実感できるように取り組みます。

- 地域** ・学校等の食に関する体験や学習に協力し、地域の人材の育成と活用を行います。

③家庭における料理体験や栽培体験の推進

- 地域** ・家庭において、料理や栽培体験を実施し、食に関する興味や関心を高めるよう努めます。

④生産者と消費者の交流の促進

- 地域** ・食べ物の生産者と消費者が直接交流できる場を設け、地場産品に関する理解や関心を高めるとともに、食べ物の生産に関わる人やものへの感謝を実感できるように取り組みます。

(3) 郷土料理・行事食を継承しよう

①給食での郷土料理・行事食の実施

- 保幼** ・郷土料理・行事食等に関する体験や学習の機会を設けます。
- 学校** ・給食等に郷土料理・行事食等を取り入れます。
- ・給食の献立表の配布等を行い、郷土料理や行事食の由来や作り方等について保護者等への啓発を行います。

②郷土料理・行事食の伝承

- 地域** ・郷土料理・行事食等に関する情報提供や体験、学習の機会を設けます。
- ・地域の産品を活かした郷土料理・行事食等を実施します。

③子どもに対する食事作法の指導

- 地域** ・「いただきます」にはじまり「ごちそうさま」に終わる食事作法などのしつけは家庭での教育が基本であるため、家庭における食事作法の習得が円滑に行われるよう、子育て支援センター等において、作法の知識や教え方の手法などの専門家による啓発を行います。

- 保幼** ・給食や弁当と一緒に食事をしたり、食を話題にする中で、家庭と連携しながら、どの子も小学校に入学するまでに基本的な食事作法を身につけられるようにしていきます。

- 学校** ・地域の方との連携等を図りながら、食に関する体験や学習の機会を設けます。
- ・給食や食に関する体験や学習を通じて、食べ物の生産に関わる人やものへの感謝を実感できるように取り組みます。

基本目標3 食を通じて環境にやさしい生活をしよう

(1) 地産地消を進めよう

①地場産品の供給の推進及び活用

職場 ・企業の食堂等で地場産品を活用します。

地域 ・地産地消について啓発を行います。

・地場産品を手軽に購入できるように地場産品のPRや料理方法、販売場所等の情報の提供等を行います。

②給食における地場産品の活用

保幼 ・給食に地場産品を活用して、子どもたちの地産地消の意識を高めます。

学校 ・給食の献立表の配布等を行い、地産地消について保護者等への啓発を行います。

③農業者への支援

地域 ・地場産品を購入し、地産地消を積極的に行うことにより、地域の農業の活性化を支援します。

(2) 環境に配慮した食生活をしよう

①環境に配慮した食生活の実践

地域 ・旬の食材を選ぶ、余分な買い物をしない、期限表示に注意して保存する、材料のむだを省いた調理をする、作り過ぎない、電気・ガスなどを節約する、水を汚さない工夫をする、外食時には食べられる量のみ注文するなど環境に配慮した食生活の実践を促進します。

②給食での食品廃棄物減少の推進

保幼 ・給食や弁当等の食べ残しを減らすための指導を行います。

・給食の献立表の配布等を行い、食事の作りすぎや食べ残しの減少について保護者等への啓発を行います。

学校 ・給食や弁当等の食べ残しを減らすための指導を行います。

・「食」と環境についての学習を行います。

・給食だより等の配布を行い、食事の作りすぎや食べ残しの減少に努めます。

③廃食用油等のリサイクルの推進

地域 ・廃食用油をリサイクルし、活用する取り組みに参加します。

・食料品を含む環境に配慮した様々な製品を優先購入するグリーン購入の普及・啓発を実施します。

・ペットボトルやびん等の再利用やレジ袋の削減等、暮らしの中で実践できる食に関する環境配慮行動の取り組み方についてを啓発します。

④環境講座等での学習

地域 ・「食」と環境についての学習機会に積極的に参加します。

学校 ・環境学習副読本「わたしたちと環境」等の活用により、食生活と環境との関わりについて、学びを深めます。また、学びに当たっては、単なる知識の習得にとどまらず、自ら考えて行動することを促す等の持続可能な開発のための教育の視点を導入するよう配慮します。

(3) 身近な農業に触れあおう

①家庭菜園の実施

地域 ・各家庭で積極的に家庭菜園に取り組めるよう支援します。

②家庭菜園推進のための講座の開催・参加

地域 ・各家庭において家庭菜園の実施に取り組めるよう、学習の機会を設けます。

・家庭菜園の実施における課題や問題に対応できるよう相談体制の整備や情報の提供を行います。

基本目標4 食育を広めよう

(1) 食育を理解しよう

①食育に関する広報活動

- 保幼** ・保育課程や教育課程において食育を位置づけ、子どもの発達段階に応じた理解が進むような取り組みを行います。
- ・また、様々な機会を通じて保護者等への食育の啓発を行います。
- 学校** ・教育課程において食育を位置づけ、給食や各教科、総合的な学習等により子どもの発達段階に応じた理解が進むような取り組みを行います。
- ・また、様々な機会を通じて保護者等への食育の啓発を行います。
- 職場** ・職場において食育の啓発を行います。
- 地域** ・様々な機会を通じて食育の啓発を行います。

②食育講座等への参加

- 地域** ・食育に関する講座等を開催し、積極的に参加するよう働きかけます。

③食育に関する市民意識調査への協力

- 保幼** ・食育への理解を深めるとともに、意識調査への協力をを行います。
- 学校**
- 地域**

(2) 食育を支える人材を育てよう

①学校・保育園等における食に関する指導体制の充実

- 保幼** ・食育を推進するため、全職員を対象とする研修の充実を図ります。
- 学校** ・学校における食育を推進するため、全職員を対象とする研修の充実を図ります。

②こまき食育応援団（サポーター）等の育成と活動の促進

- 地域** ・「こまき食育応援団（サポーター）」や食生活改善推進員等の活動を積極的にPRし、活動への協力をを行い、人材の育成を行います。
- ・管理栄養士、栄養士等の食の専門家との交流の場の提供等を行います。

(3) みんなで食育を進めよう

①食育推進体制への協力

- 保幼** ・食育を推進するための活動への協力、子どもたちへの情報提供を行います。
- 学校**
- 職場** ・企業において、食育を推進するための活動への協力、情報提供を行います。
- 地域** ・食育を推進するための活動への協力、情報提供を行います。

②こまき食育応援団（サポーター）の登録・参加

- 地域** ・「こまき食育応援団（サポーター）」の活動をPRし、活動への協力を積極的に行い、「こまき食育応援団（サポーター）」への参加を促します。

③こまき食育応援店の活動推進

- 地域** ・「こまき食育応援店」への登録を促します。
・「こまき食育応援店」のPRを行い、地域の人々の利用を促します。

2 小牧市食育推進チームの主体的な取り組み

計画の推進にあたって、小牧市食育推進チームメンバーやその関係団体が行うべき主体的取り組みについて明記します。

基本目標1 食を通じて健やかな身体をつくろう

- ・食育、健康に関する啓発活動を行う。
- ・医療関係者による個別指導を推進する。
- ・歯科検診、歯に関する保健指導を行う。
- ・生活習慣病予防に関する講座を開催する。
- ・健康に関する子どもへの指導体制を整備する。
- ・対象者の性別や年代に応じた食と健康の課題に対応するための講座や料理教室を開催する。
- ・トレーサビリティシステムの導入等食の安全管理体制を推進する。

基本目標2 食を通じて豊かな心を育てよう

- ・食に関する興味・関心を高める。
- ・「食育の日」を普及啓発する。
- ・給食の試食会を実施する。
- ・農業体験を実施する。
- ・料理体験を実施する。
- ・郷土料理・行事食に関する勉強会の実施やPRをする。
- ・学校給食で郷土料理・行事食を提供する。
- ・従業者に対する食育の普及啓発を行う。

基本目標3 食を通じて環境にやさしい生活をしよう

- ・地元産物を利用した料理のPRや料理教室の開催等をする。
- ・農業者への支援を行う。
- ・環境に配慮した食生活の普及啓発を行う。

基本目標4 食育を広めよう

- ・食育に関する啓発活動を行う。
- ・食育や健康に関するイベントや講習会を開催する。
- ・食育を推進する人材の育成、質の向上を図る。
- ・こまき食育応援団（サポーター）に登録し、活動を行う。
- ・こまき食育応援店に登録する。
- ・第3次小牧市食育推進計画を推進する。
- ・あいち食育いきいきプラン2020を推進する。